

平成 28 年度国民健康保険税に係る税率改定のお知らせ

平成 28 年度国民健康保険税の税率は下記のとおりとなります。

国民健康保険税は、病気やケガをしたときの医療費や介護費用を支払う財源になります。

三宅村の国民健康保険事業は、医療費が増加傾向にある一方で、財源である国民健康保険税は減少傾向にあり、慢性的な財源不足になっています。

このような現状から国民健康保険財政の適正化について検討を行い、三宅村国民健康保険運営協議会に諮り答申を受けた後、三宅村議会の審議を経て平成 28 年度国民健康保険税の税率を改定することになりました。

今回の改定により赤字が解消されるまでには至りませんが、ご加入中の皆様には少なからずご負担をお願いすることになりますが、国民健康保険財政の厳しい現状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

		28年度	27年度
医療分	所得割額	100 分の 3	100 分の 2.1
	資産割額	100 分の 40	100 分の 33
	均等割額	11,500 円	6,800 円
	平等割額	16,400 円	11,000 円
後期高齢者 支援金分	所得割額	100 分の 2.2	100 分の 1.6
	均等割額	8,500 円	5,400 円
	平等割額	6,000 円	3,800 円
介護分	所得割額	100 分の 1.8	100 分の 1.2
	資産割額	100 分の 25	100 分の 17
	均等割額	9,200 円	6,100 円
	平等割額	6,200 円	4,000 円

* 国民健康保険税とは、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合算額になります。毎年 7 月に決定し、納税通知書を世帯主宛てに送付します。

* 所得割額 (前年の総所得金額等 - 33 万円) × 税率

* 資産割額 固定資産税のうち、土地及び家屋にかかる部分の額 × 税率

* 均等割額 被保険者 1 人 × 税額

* 平等割額 1 世帯 × 税額

* 介護分は、40 歳以上 65 歳未満の方 (介護保険 2 号被保険者) が対象となります。

* 均等割額と平等割額については、所得額に応じて 7 割・5 割・2 割の軽減措置があります。